特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２４号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字騎西38番地10
清算株式会社　松井建設株式会社
代表清算人　松井　　勝
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第２５号
埼玉県さいたま市浦和区岸町６丁目８番８号
清算株式会社　株式会社武州興業
代表清算人　冨田　　烈
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３０１７号
大阪市中央区北浜３丁目６番13号
清算株式会社　株式会社ＮＡＫ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第５１号
大阪府三島郡島本町江川２丁目13番１号
再生債務者　株式会社新大阪スポーツ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所　弁護士　山形　康郎
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第４９号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番６号、商業登記簿上の本店大阪市中央区南船場２丁目７番16号同光ビル内
再生債務者　ニシマツコーポレーション株式会社
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月29日から平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

資本の減少等及び募集株式を引き受ける者の募集を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第１号
熊本県下益城郡城南町隈庄401番地
再生債務者　美少年酒造株式会社
決定の主旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　減少する資本の額　金6000万円
2　資本金の額の減少の効力の生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
3　募集株式を引き受ける者の募集に関する条項
再生債務者は、募集株式を引き受ける者を募集し、これを重光産業株式会社（50％）、株式会社エヌ・エル・エー（20％）、株式会社日本食品機能分析研究所（20％）、株式会社アイマック（10％）（以下「スポンサー４社」という。）にそれぞれ同記載の割合で割り当てる。再生債務者は、取締役会を開催し、下記のとおり、スポンサー４社に対し募集株式を発行することを決議する。
記
株式の種類　普通株式
募集株式数　1600株
１株当たりの払込金額　５万円
払込期間　再生計画認可決定確定日から１週間
増加資本金額　１株あたり５万円
増加資本準備金額　１株あたり０円
平成21年10月13日
熊本地方裁判所民事第１部

再生計画認可

平成２０年（再）第４３号
大阪府堺市西区築港浜寺西町８番地13
再生債務者　根来産業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第２号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町630番地
再生債務者　株式会社マキ製作所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年10月９日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生手続廃止

平成１８年（再）第４号
福岡県遠賀郡遠賀町鬼津西ノ浦2160番５
再生債務者　有限会社吉井工業
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成21年10月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１４１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜675番地１　パークシティ白岡Ｃ棟1101
再生債務者　野口　宣憲
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月18日から平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２１３号
埼玉県上尾市本町２丁目10番３号
再生債務者　吉田　光孝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月18日から平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１２３号
埼玉県春日部市南５丁目５番67号サザンビル３Ａ
再生債務者　安部　哲矢
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月18日から平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再イ）第１４４号
埼玉県富士見市大字水子5032番地　新井ハイツＡ―205
再生債務者　瀧本　義孝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月18日から平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部